

スポーツ施設の使用にあたっての注意事項

(1) 施設の使用について

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係者の体調の確認、多数の来場者が予想される大会、イベント等開催する場合は、検温器や消毒液を持参し予防対策を講じてください。
- 多数の来場者が予想される大会、イベント等開催する場合は主催者の責任において周辺に臨時駐車場を確保するとともに、誘導員、駐車場整理員を必ず配置してください。
- 競技スペースでの飲食は厳禁です。
- 使用後は必ず掃除を行い、ゴミ等は持ち帰ってください。
- 町内スポーツ施設は、全施設敷地内禁煙となっており、喫煙スペースはありませんので関係者へ周知してください。守られない場合は、施設の使用を禁止する場合があります。
- 電気ストーブ等大きく電力を消費する機器を持ち込むことはできません。
- 下諏訪体育館の館内は土足厳禁です。応援・観覧者も含め、上履きを必ず持参してください。

(2) 施設使用料、設備・備品類の使用料について

- 詳しくは、「下諏訪町スポーツ施設使用料一覧」をご確認ください。
- 使用料は“①営利目的”、“②非営利目的で入場料を徴収する”、“③非営利目的で入場料を徴収しない”の3つの区分となっています。“③非営利目的で入場料を徴収しない”の区分を基本の使用料として、“②非営利目的で入場料を徴収する”場合は2倍、“①営利目的”は10倍の額となります。
※例えば、今後利益につながる可能性のある展示会などは“①営利目的”の料金区分となり、基本使用料の10倍の額となります。

(3) 使用料の減免について

- 使用料の減免は、申請に基づき審査を行い、公益上必要があると認められた場合に限り、設備（照明、冷暖房等）、備品類の使用料は、減免の対象とはなりません。
- 減免を希望する場合は、別途申請書の提出が必要となりますので、下諏訪体育館へお問い合わせください。学校施設、公民館とは、施設の管理区分が異なるため、スポーツ施設の減免は改めて申請が必要です。